

渡航費助成申請(妊産婦健診、出産、未熟児)

石垣市では本市以外(島外)の医療機関への通院・入院を余儀なくされている妊産婦、未熟児に対し、経済的負担軽減のため通院費等の一部を助成します。

1.助成対象者

※患者本人と付添のため同行する方(原則1名、患者が未成年の場合のみ2名まで対象)

石垣市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方。

・妊産婦健診 ・出産 ・未熟児(母子保健法における未熟児であって石垣市が給付する養育医療を受ける者)

2.申請方法

※医療を受けた日から6か月以内の申請に限りませのでご注意ください。

受診後6か月以内に、必要書類を整えて健康福祉センターで申請してください。

申請時には、印鑑(シャチハタ不可)をお持ちいただくようお願いいたします。

申請書類石垣市ホームページからもダウンロードできます。

3.助成金額

①航空運賃 ※各年度の上限額68,000円

1人1往復あたり上限額・・・17,000円

○航空運賃17,000円に満たない場合は、実際かかった費用を助成します。なお、ホテルパック購入分も対象になりますが、マイルやクーポンを利用して搭乗券等を購入した場合は対象外となります。

②宿泊費(治療の都合により、宿泊が必要であると認められる場合に限りませ。)

※各年度の上限額112,000円

1人1泊あたりの上限額・・・7,000円

○宿泊費1泊分の上限額7,000円に満たない場合は、実際かかった費用を助成します。

4.必要書類等

①助成申請書(様式第1号)

②助成金請求書(様式第2号) ※日付、請求額の記入欄は空欄のまま提出してください。

③意見書(様式第3号) ※各年度ごとに提出(1回目の申請時のみ)

④委任状 ※振込先が患者本人以外(未成年を除く)の場合に提出

※申請書類の提出のみ代理の場合は、委任状の必要はありません

⑤医療機関発行の「領収書」のコピー

⑥医療機関発行の「診療明細書」のコピー

⑦航空券の「領収書」のコピー

⑧航空の搭乗確認書類(「搭乗券」、「ご搭乗案内」、「搭乗証明書」のコピーのいずれか一つ)

⑨宿泊費の「領収書」のコピー(該当する方のみ)

※治療にかかる宿泊が対象です。(窓口での聞き取り等で判断いたします。)

⑩印鑑 ※シャチハタ不可

⑪(※妊産婦健診、出産の場合) 親子(母子)健康手帳のコピー

{表紙、出生届済証明(1頁)、妊娠・産後のページの写し(26~37頁)}

⑫(※未熟児の場合) 養育医療給付決定通知書又は養育医療券のコピー